

見 積 参 考 資 料

いの町

(金抜)

8 本産委 第1号

令和 8 年度 林道寒風大座礼西線土質調査委託業務 実施設計書

高知県 吾川郡いの町 桑瀬

林道種別 自動車道第 2 種 2 級 幅員 4.0 m
施行主体 いの町

履行期限 令和 8 年 9 月 30 日

令和 8 年 6 月 1 日 積算単価適用
単価適用地区 中央西土木事務所 3 地区(北部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な委託費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて土木設計等業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

[illegible]

特 記 仕 様 書

第1条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、本特記仕様書及び高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書に基づき実施するものとする。

第2条 管理技術者

管理技術者は本業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たす者であること。

- 1 測量法（昭和24年法律第188号）第49条により登録された測量士
- 2 設計業務等に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者。
 - （1）（社）日本森林技術協会が行う林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者。
 - （2）学校教育法による大学卒業者にあつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者。
 - （3）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者。
 - （4）学校教育法による高等学校卒業者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者。

第3条 照査技術者

- 1 照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することは出来ない。

第4条 打合わせ

- 1 打合わせは、業務着手時、中間1回、成果品納入時の計3回とし、業務着手時及び成果品納入時には原則として、管理技術者が立ち会うものとする。

第5条 検査

- 1 材料確認が必要な場合は業務計画書に記載又は、材料確認願を提出し、確認を得なければならない。

第6条 成果品

- 1 提出する成果品については、以下のものを追加する。
 - （1）測量機械器具検定証明書（国土交通省公共測量作業規程第14条による）

- （2）成果品検定証明書、検定記録書（国土交通省公共測量作業規程第15条による）

2 電子納品で提出されたデジタル写真について

- （1）電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第7条 技術管理

1 機械器具の検定

- （1）測量作業に使用する測量機器は測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

2 成果品の検定

- （1）本業務の成果品のうち、第1回打ち合わせ時に公共測量規程第15条により指定された場合は、測量作業規程に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する測量成果品検定記録書（品質管理図を含む）を提出すること。

※ 成果品の検定は、高精度を必要とするもの、または利用度の高いものについて適用する。

第8条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱い場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。

なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

別記 個人情報等取扱特記事項

（基本的事項）

- 第1 受注者は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の

特 記 仕 様 書

取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受注者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。

2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所等の特定）

第4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ発注者に届け出なければならない。

3 受注者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。

4 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（従事者に対する教育）

第5 受注者は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第6 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社

（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。）は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

（1）再委託を行う業務の内容

（2）再委託の期間

（3）再委託の相手方

（4）再委託が必要である理由

（5）再委託で取り扱う個人情報等

（6）再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容

（7）前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約

（8）再委託の相手方の監督方法

（9）その他発注者が必要があると認める事項

2 受注者は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（1）再委託先

（2）再委託をする業務の内容

（3）再委託の期間

（4）再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）

（5）再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法

（6）その他発注者が必要があると認める事項

3 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第8 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確

特 記 仕 様 書

保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

第9 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 2 受注者は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて発注者が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（提供の求めの制限）

第11 受注者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（複写、複製及び作成の禁止）

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

- 2 受注者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（個人情報等の適正管理）

第13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な

管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- （2）特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- （3）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- （4）発注者の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- （5）個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- （6）個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- （7）作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- （8）個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- （9）インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、委託者が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- （10）前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

（外的環境の把握）

第14 受注者は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

特 記 仕 様 書

(資料等の返還等)

第15 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第16 発注者は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、受注者に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第17 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者又は再委託先に対して、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 発注者は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、受注者に対して調査を行うことができる。

4 発注者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第18 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 発注者は、受注者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、発注者は受注者又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 受注者は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

第9条 中間検査の実施について

高知県土木設計等委託業務検査要領第4条の規定により、次に定める業務は中間検査を実施するものとする。

①検査命令権者又は総括調査職員が必要と認めたもの。

②成果の引渡し前に、部分使用を行う委託業務。

③当初の委託対象金額が1000万円以上の設計委託業務で下記に該当するもの（災害は除く。）。

ア 橋梁及びトンネルに関するもの

イ 道路のルート設計に関するもの

ウ 波浪解析及び河川の流出解析等に関するもの

エ 水門、樋門及び樋管に関するもの

オ 地すべり解析等に関するもの

カ 上記の他、重要な構造物の詳細設計及びそれらを伴う概略設計

なお、検査回数及び時期については、業務計画打合せ時に受発注者間で協議すること。

特 記 仕 様 書

第10条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
森林整備一般調査業務					
地質調査					
一般調査					
一般調査					
土質調査					明細表 第1号 成果市
	式	1			
間接調査費(積上げ分)					
旅費交通費 ライトバン, 現場迄の距離(往復):156km, ライトバン台数:1台, 延長:0.80km					明細表 第2号
	式	1			
直接調査費 (電子成果品作成費(市場単価))					
	式	1			

明細表 第 1号
土質調査

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 中間打合せ:1 回					単価表 第 1 号
	業務	1			
CBR試験 室内CBR用資料採取 変状土10～15kg採取					
	個所	4			
CBR試験 変状土CBR試験 設計CBR2モールド 含水試験含む					
	試料	4			
室内土質試験 土の液性限界試験 1試料につき4～6点					
	試料	4			
室内土質試験 土の塑性限界試験 1試料につき3個					
	試料	4			
セメント安定処理配合試験 突固め試験・一軸圧縮強度試験					
	試料	1			
六価クロム溶出試験費 環境庁告示46号溶出試験 試験方法1					
	検体	1			
1 式 当り					

単価表 第 1号

打合せ

単価表

(1)

金額：

内容：中間打合せ:1 回

1 業務 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人	1.5			人件費
技師(A)	人	1			人件費
技師(B)	人	0.5			人件費
	(	1	業務 当り		)
*** 施工条件 *** 中間打合せ回数 : 中間打合せ:1 回					

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 8年 6月 1日
単価適用地区	中央西土木事務所 3 地区(北部地区)
■ 森林整備一般調査業務	
電子成果品作成費(地質調査市場単価)	計上する
施工管理費(地質調査市場単価)	計上する
電子成果品作成費(弾性波探査業務)	計上しない
電子成果品作成費(地すべり調査)	計上しない
施工管理費(地すべり調査)	計上しない
安全費地域	計上しない
安全費率	0.00
まるめ区分	万円まるめ(業務価格100万円以上)